

公益財団法人平和中島財団（中島健吉記念奨学金） 2019（平成31）年度 外国人留学生奨学生募集要項

公益財団法人平和中島財団（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「公益財団法人平和中島財団（中島健吉記念奨学金）2019（平成31）年度 外国人留学生奨学生募集要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 2019年度において休学（秋学期に復学した者を除く）、原級、在籍原級、留籍をしていないこと、また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。 (4) 応募年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。 (5) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上であること（会計専門職研究科学生のみ2.5以上）。新入生は対象になりません。
学内締切（厳守）	<h2 style="color: red;">2018年10月2日（火）</h2> <p>※「募集要項」に記載の応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出場所	<p>国際教育事務室（駿河台、生田、和泉） 中野キャンパス低層棟3階 事務室（4番外国人留学生窓口） ※事務室開室時間外での受付は不可</p>
提出書類	<p>「募集要項」の「6. 応募書類」のうち、「(1)奨学金申込書」、「(3)履歴書」、「(4)身上書」を提出してください。（その他の提出書類は学内選考合格者のみ提出していただきますので、事前に準備をすすめてください。）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応募に際しては必ず、「募集要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、直接、当該財団に問い合わせないでください。 (4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。 (5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。 (6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>国際教育事務室 奨学金担当（03-3296-4141）</p>

公益財団法人 平和中島財団
(中島健吉記念奨学金)

2019(平成31)年度 外国人留学生奨学生募集要項

- 趣旨**
日本の大学に在籍する私費留学生で、学業、人物ともに優秀であり、経済的援助を必要とする者に対し奨学援助を行う。
- 応募資格**
次の条件をすべて満たす者
(1) 応募時に日本の大学に在籍する外国籍を有する学生で、2019年4月に応募時と同じ大学の正規課程に在籍予定の者
(2) 在留資格が「留学」である者
(注) ① 最短修業年限を超える者は対象外とする。
② 本財団の奨学金を受けたことがある者は対象外とする。
- 募集人数**
学部学生(2019年4月に学部学生である者) : 40名
大学院学生(2019年4月に大学院学生である者) : 40名
- 奨学金**
学部学生 : 月額 10万円
大学院学生 : 月額 10万円
原則として3か月ごとに、本人名義の銀行口座に振込む。
(注) 他の奨学金・助成金との併給は認めない(月額3万円以下は可)。
- 支給期間**
2019年4月から2020年3月までの1年間
- 応募書類**
(1) 奨学金申込書
(2) 指導教員の推薦書
(3) 履歴書
(4) 身上書
(5) 成績証明書
財団所定の用紙(コピー可)
(1)(3)(4)は本人が日本語で記入すること。
学部学生に応募する者・・・現課程及び母国における最終校のもの
大学院学生に応募する者
応募時に学部4年次の者・・・現課程及び母国における最終校のもの } コピー可
応募時に修士課程の者・・・現課程及び学部のもの
応募時に博士課程の者・・・現課程、修士課程及び学部のもの
(注) 修士課程、博士課程の者で、現課程のものが提出できない場合は、その理由書を添付すること。
- 募集期間**
2018年9月1日～10月31日 (10月末日の消印有効)
- 応募書類の提出方法**
(1) 応募者は、在籍大学に申し込む。
(注) 個人応募は認めない。
(2) 大学は応募者の中から学部学生及び大学院学生各1名を財団に推薦する。(郵送に限る。)
(注) ① 推薦にあたっては、応募資格、応募書類の確認を行うこと。
② 応募書類には、大学推薦であることがわかる送付状を添付すること。
③ 提出された応募書類は、返却しない。

- 選考の方法**
財団では大学から推薦された候補者のうちから書類により選考する。
選考は、選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。
- 採否の通知**
採否の通知は、大学に対し2019年3月中に行う。
(注) 個人の問い合わせには応じない。
- 応募書類の提出先**
〒107-6033 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル33階
公益財団法人 平和中島財団 外国人留学生係
- 募集についての問い合わせ**
事務局 外国人留学生係(月～金 10:00～17:00)
TEL 03-5570-5261(代表)
- 個人情報の取扱い**
(1) 本財団は、個人情報を法令に従い適正に取扱います。
(2) 採用者については、応募書類に記入された個人情報を本財団の事業の概要、広報誌に掲載します。
(3) 不採用者の応募書類は、一定期間財団で保管した後、廃棄処分します。

◇ 留意事項 ◇

- 奨学生の義務**
(1) 誓約書の提出
(2) 在学証明書の提出
(3) 生活状況報告書の提出: 3か月ごと(年間4回)
(4) 成績証明書の提出: 每学期終了後
- 奨学金支給の終了**
次のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を終了する。
(1) 「奨学生の義務」を怠ったとき
(2) 在留資格が「留学」でなくなったとき
(3) 在学する大学において学籍を失ったとき
(4) 休学したとき
(5) 留学(交換留学等)したとき
(6) 他大学に進学・転学したとき
(7) 病気その他の事由により成業の見込みがないとき
(8) 理由なく長期にわたって欠席したとき
(9) 応募書類の記載内容に虚偽があったとき
(10) その他、奨学生として適当でない事実があったとき

最近の採用状況

(単位:人)

	2016年度		2017年度		2018年度	
	応募	採用	応募	採用	応募	採用
学部	311	40	292	40	301	40
大学院	286	40	267	40	276	40